

マイ・タイムラインの啓発に係る折込チラシ制作（作成・印刷）配布 業務委託仕様書

1 業務の趣旨

マイ・タイムラインについて県民に広く周知し、作成促進を図るため、マイ・タイムラインの作成方法等を記載した折り込みチラシを配布する。

2 配布計画

本業務の受注者は、折り込みチラシを履行期間内に2回制作（作成・印刷）し、配布するものとする。

3 業務の内容

（1）折込チラシデザインの作成

受注者は、広島県が提供するチラシの構成、デザイン等の原稿案を基に作成する。

折込チラシは、災害から命を守るための備えの啓発、アプリ版マイ・タイムラインの機能概要・作成方法を、図などを用いて分かりやすく説明したものとする。

（2）折込チラシの印刷

① 版型

B4判

② 頁数

両面2ページ

③ 刷色

4色カラー

④ 紙質

コート紙 90 kg

（3）折込チラシの配布

① 配布先

広島県内全域で、中国新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞、産経新聞、山陽新聞の朝刊7紙を定期購読する全世帯、及び、新聞を購読していない世帯へチラシを届ける無料宅配サービス「くるみる」の全会員

② 配布方法

新聞にチラシを折り込む際には、可能な範囲で以下のいずれかを実施すること。

- ・他の折込広告の上になるようにする
- ・他のチラシを挟み込む親紙になるようにする

③ 配布部数

1回あたり約64万部

上記数値は変動するため、詳細については県と協議の上決定する。

④ 配布結果の概要報告の作成

次の項目等における配布結果などの概要について作成する。

- ・最終配布先（販売所単位）
- ・販売所ごとの配布日と部数

3 提出物

- (1) 折込チラシ（12 部及びデジタルデータ）
- (2) 配布結果の概要報告（デジタルデータ）

4 スケジュール

概ね以下のスケジュールとし、変更する場合には、県が別途指示する。

- (1) チラシの配布
契約締結後から 3 月末までに 2 回とし、詳細は発注者から指示する。
- (2) 配布結果の概要報告提出
3 月末まで

5 その他

- (1) 目的外利用の禁止
提供されたデータ等を、本委託業務の目的以外に利用してはならない。
- (2) 第三者への委託
 - ① 本委託業務を第三者に委託してはならない。
 - ② ①にかかわらず、本委託業務のために必要がある場合で、かつ、県が事前の書面によりこれを承諾した場合に限り、本件を第三者（以下「再委託先」という。）に委託することができる。この場合において、受託者は損害賠償も含めて、再委託先の監督責任を負うものとする。
- (3) 検査及び契約解除
 - ① 県は、いつでも本委託業務の作業場所に立ち入り、受託者の立会いのもと、県の指示する方法により、業務の実施状況等进行检查し、報告を求めることができる。
なお、受託者は正当な理由なくこれを拒否することはできない。
 - ② 検査の結果、受託者の実施内容が、仕様書の内容を満たさない状態等であると判断した場合には、口頭又は書面により改善要求を行うとともに、今後の対応への改善計画書の提出及び支払金額の減額措置等を行うことができる。
それでもなお、受託者が改善要求等に従わない場合、及び、担当者が、受託者が提出した改善計画書に基づき、履行状況の確認をした結果、改善計画書に基づかない履行をしていることが判明した場合には、契約を解除することができる。
- (4) その他
 - ① この仕様書に定めのない事項については、双方が協議の上、これを定めるものとする。
 - ② その他詳細は、県の指示によるものとする。